

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立東浅川小学校

校長名 福岡 大作 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

予測困難な未来社会をより良く生きていくためには、子どもたち自らの個性や能力を伸ばし、さまざまな困難を乗り越え、主体的に人生を切り拓いていくことができる力を育てていくことが重要である。人権意識を基盤にした確かな思いやり、自ら成長できる底力、よく考えて正しく判断し行動することができる社会性、自らがより良く社会に働きかける能動的な実践力、そしてそれらを支える健康な心身の育成をめざす。この基本姿勢に則り、学校像と児童像を以下のとおり掲げる。

＜めざす学校像＞ 楽しく、前向きに自己実現に取り組む学校

＜めざす児童像＞ ○ すすんで学びます

◎ 心を磨きます(重点目標)

○ 体を鍛えます

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

学びの主人公は子どもである。直面する課題を自分事として能動的に捉え、誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望をもち、自ら伸び、育つ教育をめざす。

ア「心を磨きます」の実現に向けて

自己・他者の命を大切にし、より高い目標を立て、困難があっても努力してやり抜くことができるようにするために、基本となる社会性を重視し、さまざまな人との関わりを通した学びの場を設定することで、豊かな心の育成を実現する。

①教育活動全体を通して配慮に満ちた言葉遣いや振る舞いについて主体的と考えられるようにするとともに、家庭とも連携しながら、集団の一員として、学校のきまりを遵守し、自らのよさを活かしながら、より良く集団に関わることができる児童を育成する。

イ「すすんで学びます」の実現に向けて

子どもの個性と成長に合わせて一人ひとりの意欲を引き出すことで、確かな学力の育成を実現する。

①主体的・対話的で深い学びを実現するとともに、教師自らが丁寧に粘り強く児童に寄り添い、学びに向かう児童を育成し、自らの力で解決できることを増やしていく教育を推進する。

②地域の力も取り入れながら、言語に関わる力や計算能力の育成及び読書活動などを推進し、基礎・基本の定着とできる喜びを味わわせると共に、より深く追究しようとする意欲と実践力を育む教育を推進する。

ウ「体を鍛えます」の実現に向けて

健やかな体を育成するために、自他の健康について向き合い、実践する児童を育てる。

①健康・安全への関心を高め、主体的によりよい生活をめざす児童の育成を図る。保護者・地域とも一体となった働きかけを通して、生涯を見据えた健康な生活をめざす素地を育成する。

②給食指導及び家庭科、特別活動を中心に、学校の教育活動全体に食育を位置付け、望ましい食生活に関して、日常生活に生きて働く知識と実践力を育てる。

エ 不登校児童への支援

不登校児童に対して定期的な訪問や保護者の相談体制の整備、関係諸機関との連携を積極的に推進する。「つながるプラン」に基づき、全教職員が情報を共有しながら不登校児童の社会的自立をめざす。

オ いじめの防止等の取組

支持的な風土の集団づくりを行い、児童一人ひとりの個性が生きる学年、学級を醸成する。併せていじめの未然防止に取り組むとともに、いじめ等の早期発見、早期対応及び適切な事後指導を行う。

カ 特別支援教育の充実

特別な支援を要する児童の障害の特性や発達段階等を十分に考慮し、柔軟な指導・支援体制を整える。また、通常の学級においては、1人1台の学習用端末を有効活用し、環境整備や指導方法を工夫しながら、きめ細やかな指導体制を整える。

キ 小中一貫教育のさらなる充実

陵南中学校グループ(陵南中、東浅川小)においては、「自己の良さを知り、それを活かす人」の育成をめざす。年3回の教職員の合同研修や、児童・生徒の交流体験活動等を推進し、小中学校間の相互理解のもとで、一人ひとりの児童・生徒にとって充実した義務教育の実現を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 各教科等の授業では、1人1台の学習用端末を用いたドリル型学習コンテンツを活用することで、個別最適な学びおよび協働的な学びの実現をめざすとともに、基本的な知識の定着を図る。
- ② 主体的・対話的で深い学びを積み重ね、社会の変化に対応できる学力を身に付けさせる。そのために、相手の考えを柔軟に理解することで自分の考えを深める旨を、校内研究会の研究主題として設定し、全学年が年間を通してめざす授業のあり方を追究していく。
- ③ 八王子市学力定着度調査をはじめとする各学力調査の結果から、児童のつまずきや課題を明確にし、児童一人ひとりに応じた課題解決に向かう過程及び振り返りを重視した教育を実践し、学習内容の確実な定着と理解の深化をめざして、分かる・できる喜びや次の学びに向かう意欲を高める。
- ④ 高学年における国語科、社会科および理科の教科担任制を実施することにより、より質の高い教科指導、中学校教育への円滑な移行・接続を実現していく。複数の教員による指導体制を整えることで、多面的・多角的な児童理解の促進し、教員の担当教科の専門性を高めていく。
- ⑤ 外国語及び外国語活動では、近隣の大学から外部指導員の授業参加を促進し、外国語によるコミュニケーションの楽しさを味わいながら、基礎となる資質・能力の育成を推進する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 身近な郷土の歴史や文化、日本遺産である高尾山を含め自然を活かした探究活動を行う。外部講師による授業（第3学年「高尾ビジターセンター」他）や「桑都八王子かるたの活用」など、多様な学びの場を設定し、より地域への愛着を深める。高学年では、八王子の環境や歴史から、未来の八王子へ視野を広げた現代的な諸課題を設定して、スパイラルに探究力を培う学びを展開していく。
- ② 児童がより良く課題を解決し自己の生き方を考えていけるよう、他教科との横断的な・総合的な学習や探究的な学習を行う。学校図書館や1人1台の学習用端末を有効に活用する力を身に付け、主体的に学習に向かう意識、生涯に渡って学ぶ楽しさや意欲、学びの実践力、プレゼンテーション力を育成する。

ウ 特別活動

- ① クラブ活動・委員会活動・縦割り班活動等の実践的な活動を通して、学年を超えた児童間の相互理解を深め、より良い人間関係を育成する。
- ② 入学式や卒業式、運動会、展覧会、移動教室、遠足など、さまざまな行事を通して、学校生活への変化と秩序を与えると同時に、学校の一員としての所属意識を高めて、望ましい集団生活へ参画する意識を身に付けさせる。
- ③ 学校生活の充実と向上をめざした児童会集会活動等を展開し、集団の一員としての意識を高め、家庭、地域とも連携して、より良い社会人としての基盤を培う。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ① 道徳教育全体計画及び別葉に基づき、各教科等に関連付けた道徳的価値について、道徳科において、意図的、計画的に「考え、議論する」学習を展開し、自己を見つめ、生涯にわたって生きて働く道徳的判断力や道徳の実践力を高める授業を重ねていく。
- ② 特別の教科 道徳においては、[生命の尊さ]を重点内容項目とし、共感的理解を深めながら主体的に考え、議論することができるよう授業改善を行う。自己を見つめ、物事を多面的、多角的に考え、他者の考えを認め理解しながら自分の考えをもつことで、自己のより良い生き方についての自覚を深める。
- ③ セーフティ教室と関連させた情報モラル教育を通して、「思いやり」「遵法精神」等を育む。
- ④ 遠足や移動教室など集団宿泊の行事の中で、「協力する」「責任を果たす」「豊かに交流する」「社会のルールを守る」等の体験を通し、これまで深めてきた道徳性を活かせるように計画的に実践する。
- ⑤ 道徳授業地区公開講座では、[多様性の理解・尊重]を主題とした授業を公開し、家庭・地域と連携しながら命を大切にすることの理解を深める道徳教育を推進する。

(3) キャリア教育

特別活動（学級活動）の指導計画に基づき、陵南中学校グループが一体となった「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用ながら、陵南中学校と合同で「あいさつ運動」を実施したり、共同で地域の「クリーン活動」に参加したりすることで、多面的・多角的に自己理解を深めるとともに、学校生活の充実と向上への参画意識、実践力の向上を図る。

(4) 特別支援教育

- ①特別な支援を必要とする児童への適切できめ細やかな指導を行うために、特別支援委員会等と家庭や地域及び関係機関とが連携を図り、学校生活支援シートや個別指導計画を活用して計画的に取り組む。また、児童の現状に応じた1人1台の学習用端末の有効活用や、環境整備を行う。
- ②特別支援学級との交流学习及び共同学習等や、都立特別支援学校との副籍交流や5年生との交流学习の充実を図り、他のさまざまな障害についても、体験的な学びの機会をもって障害者理解教育を推進する。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ①全ての学校生活を通して、礼儀やマナーを身に付けさせ、すすんで挨拶できるように、児童の実態に応じた生活のきまりの改善に取り組んでいく。
- ②自己の身を守るために必要な知識や行動を身に付けるため、地域安全マップの作成や、薬物乱用防止教室、セーフティ教室、自転車安全教室等に取り組む。
- ③児童が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、「生命（いのち）の安全教育」の指導の手引きを活用し、地域の協力や保護者の理解を得ながら児童の発達段階を考慮した指導内容を、各教科等の年間指導計画に位置付けて指導する。

イ いじめ防止等の取組

- ①児童への生活アンケート調査を毎月実施するとともに、子ども見守りシート等を活用し、「いじめの兆候が見られる児童」「相談できる大人がいない児童」を把握・迅速に対応し、いじめの早期発見・早期対応・未然防止に努める。
- ②「学校いじめ対策委員会」を週1回以上行い、いじめに関する情報共有や対応記録の作成に基づき、いじめの早期把握・早期解消に努める。さらに学期に1回、児童理解の日を設定し、児童の様子について、共通理解を図る。
- ③6月に設定した「八王子市いのちの大切さを共に考える日」には、校長が「いのち」についての講話を全児童に行う。また、「いじめ防止」に対するスローガンを各学級で決め、そのスローガンを実行するために具体的な行動規範を児童一人ひとりが設定する。
- ④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに、いじめや不登校に関する情報を積極的に発信すると共に、全学年において「SOSの出し方についての授業」を行い、児童が安心して相談できる体制を整える。

ウ 不登校児童への支援等

不登校児童に対して、登校支援コーディネーターを中心にスクールソーシャルワーカーとの対応を強化し、定期的な訪問や保護者からの相談体制の整備、専門機関等との連携を積極的に推進する。また、全教職員が情報を共有して、不登校児童の社会的自立をめざす。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組 陵南中学校グループ（陵南中、東浅川小）

- （取組1）中学校への円滑な移行に向けて、中学校の授業体験や合唱祭の練習見学に参加したり、各学期に1週間、小中合同のあいさつ運動を行ったりする。また、中学校での新入生説明会の際には生徒会による中学校紹介を6年生に向けて行ったり、はちおうじっ子サミットの取組みの際には、生徒会と代表委員で話し合う場を設けたりする。
- （取組2）中学校グループとして学力の定着を図るために、はちおうじっ子ミニマムや市学力調査等の結果を共有し、共通する課題を見付け、授業改善や学力の定着に向けた方法を10月頃に検討する。また、中学校への円滑な移行に向けて、1人1台の学習用端末の活用方法を共有する。
- （取組3）小中一貫教育の日は、生活指導や特別支援、ICTの活用などについて担当者同士で協議し、実践を積み重ねていく。また、児童・生徒の諸情報を共有し、連携して対応策を検討する。
- （取組4）「地域の子どもは地域で育てる」意識を中学校と共有するために、青少年対策地区委員会主催のクリーン活動やあいさつ運動、防災体験等に積極的に参加する機会を設ける。

イ 学力向上の取組

東京ベーシックドリルや1人1台の学習用端末を活用したドリル型学習コンテンツや、「はちおうじっ子ミニマム」の活用を通して、基礎的な学習内容及び知識を身に付ける。また、「習熟の時間」に、児童の学習状況や課題に応じた問題を繰り返し練習することで、基礎学力の定着を図る。

ウ その他

- ①保・幼・小連携では、スタートカリキュラムを活用することで、第1学年児童が、主体的に自己を発揮し、学校生活を安心して送ることができるようにする。
- ②「東浅川小 2020 レガシー」では、学校運営協議会と連携しながら、福祉体験等の取組を継続して行う。
- ③青少年対策地区委員会主催の諸活動を、チラシ等をHome&Schoolにて具体的に児童・保護者に配信することで、積極的に参加する機会を設ける。朝会などで地域の活動などに参加した児童を評価していく。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	14	2	20	22	19	18	16	18	16	202
2	17	20	21	14	2	20	22	19	18	16	18	16	203
3	17	20	21	14	2	20	22	19	18	16	18	16	203
4	17	20	21	14	2	20	22	19	18	16	18	16	203
5	17	20	22	13	2	20	22	19	18	16	18	17	204
6	17	20	21	14	2	20	22	19	18	16	18	16	203
備 考	・第1学年 1学期始業式に参加しないため 1日減 ・第1学年から第4学年 卒業式に参加しないため 1日減 ・第6学年 修了式に参加しないため 1日減 ・夏季休業日 7月21日(月)から8月27日(水)までとする。 ・都民の日 10月1日(水)を授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は、45分とする。)

学 年		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	3 0 6	3 1 5	2 4 5	2 4 5	1 7 5	1 7 5
	社 会			7 0	9 0	1 0 0	1 0 5
	算 数	1 3 6	1 7 5	1 7 5	1 7 5	1 7 5	1 7 5
	理 科			9 0	1 0 5	1 0 5	1 0 5
	生 活	1 0 2	1 0 5				
	音 楽	6 8	7 0	6 0	6 0	5 0	5 0
	図画工作	6 8	7 0	6 0	6 0	5 0	5 0
	家 庭					6 0	5 5
	体 育	1 0 2	1 0 5	1 0 5	1 0 5	9 0	9 0
	外 国 語					7 0	7 0
	小 計	7 8 2	8 4 0	8 0 5	8 4 0	8 7 5	8 7 5
	特別の教科 道徳	3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
	外国語活動			3 5	3 5		
	総合的な学習の時間			7 0 (10)	7 0 (10)	7 0 (10)	7 0 (10)
	特別活動(学級活動)	3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
総 計		8 5 0	9 1 0	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備考

ア その他の授業時数

学年		1	2	3	4	5	6
区分							
児童会活動	児童会集会活動	2	2	2	2	2	2
	委員会活動					1 1	1 1
クラブ活動					1 6	1 6	1 6
学校行事		47	43	47	43	59 2/3	63 2/3
学級・学年裁量の時間		5 1/3	4 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3

イ 1 単位時間

・ 1 単位時間は 4 5 分とする。

・ クラブ活動について

クラブ活動は、1 回 6 0 分を 1 2 回実施する。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

・ 第 1 学年 5 月 2 2 日（木）避難訓練のため 1 時間増

・ 第 1 学年から第 6 学年 6 月 1 3 日（金）避難訓練のため 1 時間増

・ 第 3 学年 1 月 2 8 日（水）、2 月 2 5 日（水）クラブ活動のため 2 時間増

・ 第 1 学年から第 6 学年 1 0 月 8 日（水）、2 月 4 日（水）小中一貫合同研修会公開授業のため 2 時間増

・ 第 5 学年から第 6 学年 5 月 7 日（水）、1 1 月 1 9 日（水）、1 1 月 2 6 日（水）、1 2 月 2 4 日（水）、3 月 1 8 日（水）授業時数確保のため 5 時間増

・ 第 5 学年 6 月 1 1 日（水）、7 月 1 6 日（水）授業時数確保のため 2 時間増

・ 第 6 学年 6 月 1 1 日（水）こころの劇場のため 2 時間増

・ 第 6 学年 7 月 1 6 日（水）日光移動教室のため 2 時間増

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

・ 第 3 学年 「地域探検にでかけよう」 1 0 時間

・ 第 4 学年 「八王子で受け継がれている伝統文化やお祭りを調べよう」 1 0 時間

・ 第 5 学年 「川と友だち」 1 0 時間

・ 第 6 学年 「日光の魅力を探ろう」 1 0 時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

・ 朝読書

（時期）

原則的に毎週 1 回（月曜日）実施

（活動形態）

全学年、始業前 1 0 分間で実施

（内容）

読書活動

・ 夏季補習

（時期）

夏季休業中

（回数）

2 回

・ ぐんぐんタイム

（時期）

毎週火曜日実施

（活動形態）

全学年、放課後 1 5 分間で実施

（内容）

国語科と算数科を中心とした学習の補習

（回数）

3 6 回

・ 習熟の時間

（時期）

第 1 学年は 2 学期から毎月 2 ・ 3 回、第 2 学年は毎月 2 ～ 5 回実施

（活動形態）

月曜 5 時間目

（内容）

国語科と算数科を中心とした習熟学習

（回数）

第 1 学年は 1 6 回、第 2 学年 2 7 回

カ その他

・ 第 1 学年・第 2 学年で、外国語活動を実施（学年・学級裁量の時間で 1 時間）